

(役場からのお知らせ)

「マイナンバーカード（個人番号カード）」の郵便受取りについて

マイナンバーカードの「郵便等」での受取りを令和2年1月から受付開始します。

これは、カード交付申請時に本人確認を行うことにより、カードを「郵便局窓口あるいは郵便配達（本人限定受取郵便）」いずれかで申請者本人が受取ることができるというものです。

この方法をご希望される場合は、次の点にご留意の上、「郵便受取り希望」と役場本庁住民課①番窓口あるいは支所にお申出ください。

◆カード申請者が必ず来庁してください。

15歳未満の人・成年被後見人であっても法定代理人とともに本人の来庁が必要です。
代理人による申請は認められません。

◆本人確認書類をご用意ください。(有効期限があるものは期限内のもの)

- ① 次のうち1点（運転免許証、住基カード(写真付き)、パスポート、身体障害者手帳など）
- ② ①をお持ちでない方は2点（健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、医療受給者証など）

◆通知カード（紙）を返納いただきます。

最初に送付された封書があればお持ちください。

万が一紛失していれば、「通知カード紛失届」の記載をお願いします。

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、カードの返納が必要です。忘れずにお持ちください。

◆暗証番号を設定します。「英数字6文字 1こ・数字4けた 1こ（生年月日等は避けてください）」事前にお考えいただければ、書類への記載がスムーズに行えます。

※申請用の顔写真は、役場で撮影可能です。

※申請からカード受取りまでは、概ね1ヵ月程度かかります。

※カード受取りの際は、郵便局員へ本人確認書類の提示が必要となります。

なお、今行っているカード交付申請方法（郵送またはオンラインによる申請、受取りは役場本庁に来庁が必要）に変更はありません。

【問い合わせ先】

・住民課 住民生活班

☎21-1111（内線122）

・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

☎0120-95-0178

・マイナンバー（社会保障・税番号制度）ホームページ

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>